

IV セクシュアルハラスメントのケースと関連する法令等

A教諭（男性）は普段から冗談を言ったり、若い教員をからかったりすることがよくあった。特に、今年赴任したB教諭（女性）に対しては、「先生、付き合いよう人おるん。」とか、「先生、まだ結婚せんのか。」ということをよく言っていた。

B教諭は「そんな人いませんよ。」とか、「まだ結婚なんか考えていませんよ。」と言って受け流していたが、A教諭が頻繁に話題にするので、見るに見かねたセクハラ相談員であるC教諭（女性）が「A先生、それはセクハラですよ。」と注意した。

A教諭は「冗談、冗談。C先生もそんな堅いこと言わんでも。B先生やって気にしてないし。」と言って、しばらくはその話題には触れなかった。

しかし、A教諭が再びB教諭に対して、「先生、美人やけんもてるんだろ。」とか、「今日は彼氏とデート？」とかしつこく言いだしたので、B教諭もさすがに辛抱も限界がきて精神的に不安定になり、C教諭に相談して、管理職からA教諭に注意してもらうことにした。

(1) ポイントを整理してみましよう！

- ◇A教諭は、普段から若い教員をからかうことがよくあった。
- ◇A教諭は、頻繁に今年赴任してきたばかりのB教諭にセクハラと思われる発言を繰り返していた。
- ◇セクハラ相談員のC教諭は、見るに見かねた状態になって、ようやくA教諭に注意を喚起している。
- ◇A教諭は、注意された後もセクハラ発言を繰り返した。
- ◇B教諭は、辛抱も限界の状態がきて、ようやく管理職と相談することにした。

(2) どのような責任が問われる可能性があるのでしょうか？

- ◇身分上の責任
(参考) わいせつな言辞等の性的言動を繰り返したと判断された場合は停職の場合もある。
- ◇民事上の責任
(参考) 学校には教職員の不法行為により発生した損害を賠償する使用者責任がある。

(3) 関連する法令等にはどのようなものがあるのでしょうか？

- ◇地方公務員法第32条、第33条（前出）
- ◇男女雇用機会均等法
(職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置)
第11条 事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。
- ◇民法
(使用者等の責任)
第715条 ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りではない。

- 2 使用者に代わって事業を監督する者も、前項の責任を負う。
- 3 前2項の規定は、使用者又は監督者から被用者に対する求償権の行使を妨げない。

◇教職員の懲戒処分の指針（標準的な処分量定）

(4) 対応策について検討してみましょう！

- ◇双方の主張を公平に聴取し、正確な事実関係を把握する。特に女性から聴取する場合は、必ず同性のセクハラ担当者等を加える。
- ◇問題解決後に円満に業務に当たれるよう、双方のプライバシーを尊重し、情報管理に注意する。
- ◇A教諭の言動が就業環境を悪化させる行為であることを説明し、再発防止を図るとともに、当事者間のわだかまりを解消するなどの関係改善も図る。
- ◇状況により、所管の教育委員会へ報告し、指導・助言を受ける。
- ◇B教諭の精神的ダメージが大きく、メンタルヘルスケアが必要な場合は、専門家の指示に基づいて、適切に対応する。
- ◇相談体制の見直しを行い、セクハラ防止研修にも重点的に取り組む。
- ◇報告・連絡・相談がスムーズに行える風通しの良い職場環境づくりに、管理職が率先して取り組む。

(5) セルフチェックしてみましょう！

	項目	ア	イ	ウ
1	「教職員の懲戒処分の指針（標準的な処分量定）」で示されたセクハラ行為等を行った場合の処分を理解している。			
2	相手が嫌がったり、不快に感じるような言動は、セクハラになることを理解している。			
3	児童生徒の人権を尊重し、異性の同僚は仕事上のパートナーとして敬意をはらっている。			
4	仕事上の悩みを一人で抱え込まず、上司や同僚、家族の中に相談できる人がいる。			
5	異性の児童生徒への個別指導は、児童生徒と同性の教職員を同席させるか、複数で対応している。			

(ア：はい イ：どちらとも言えない ウ：いいえ)

☆参考

◇刑法

(公然わいせつ)

第174条 公然とわいせつな行為をした者は、6月以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

(強制わいせつ)

第176条 13歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6年以上10年以下の懲役に処する。13歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

(強姦)

第177条 暴行又は脅迫を用いて13歳以上の女子を姦淫した者は、強姦の罪とし、3年以上の有期懲役に処する。13歳未満の女子を姦淫した者も、同様とする。

◇児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律

(児童買春)

第4条 児童買春をした者は、5年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。